

真島のわかる社労士 選択式徹底整理 社会保険編

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 20 年 6 月 6 日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部

TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は、平成 20 年 4 月 11 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。また、試験は、平成 20 年 8 月 24 日(日)に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後			
P69 一部負担金の表	<p>の欄を下記のように修正</p> <p>70 歳に達する日の属する月の...</p>	<p>100 分の 20 (平成 20 年 4 月 から 1 年間は 100 分の 10)</p>			
P69 被扶養者の自己負担金の表	<p>、 の欄を下記のように修正</p> <p>6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合</p> <p>70 歳に達する日の属する月の...</p>	<p>100 分の 20</p> <p>100 分の 20 (平成 20 年 4 月 から 1 年間は 100 分の 10)</p>			
P95 70 歳以上に係る高額療養費:すべての一部負担金が対象の表	<p>「一般」の欄を下記のように修正</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">一般</td> <td style="width: 25%;">24,600 円 (12,000 円)</td> <td style="width: 25%;">62,100 円 (44,400 円)</td> </tr> </table>	一般	24,600 円 (12,000 円)	62,100 円 (44,400 円)	
一般	24,600 円 (12,000 円)	62,100 円 (44,400 円)			
P95 70 歳以上に係る高額療養費:すべての一部負担金が対象の表の下	<p>(注1) 一般の者で 70 歳以上 75 歳未満のもの的高額療養費算定基準額は、平成 20 年 4 月から、24,600 円となる。</p> <p>(注2) 一般の者で 70 歳以上 75 歳未満のもの的高額療養費算定基準額は、平成 20 年 4 月から、62,100 円(多数回該当の場合は、44,000 円)となる。</p>	<p>左記を削除して、下記を加える</p> <p>平成 21 年 3 月までは()内の額となる。</p>			

P109 保険料率 の表	下記のように修正			
		政府管掌健康保険	健康保険組合	
	一般保 険料率	範 囲	1,000 分の 66 ~ 1,000 分の 91	1,000 分の 30 ~ 1,000 分の 100
		現 在	1,000 分の 82	組合ごとに異なる
	介護保険料率	1,000 分の 11.3	組合ごとに異なる	
P183 上 14 行目	780,900 円 × 改定率		780,900 円 × 改定率 (平成 20 年度 価額 : 792,100 円)	
P199 上段の表	見出しを下記のように修正			
	原則的な障害基礎年金の額		物価スライド 特例措置による額 (平成 20 年度価額)	
P199 下段の表	見出しを下記のように修正			
	原則的な加算額		物価スライド 特例措置による額 (平成 20 年度価額)	
P201 子の加算額 の表	見出しを下記のように修正			
	加算対象の子	原則的な障害基礎年金の額	物価スライド特例措置に よる額(平成 20 年度価額)	
P215 遺族基礎年金 の額 (基本額) の表	計算式の欄を下記のように修正			
	780,900 円 × 改定率 (平成 20 年度価額 : 792,100 円)			
P215 妻に支給する 遺族基礎年金と 加算額 の表	見出しを下記のように修正			
		原則的な額	物価スライド特例措置に よる額(平成 20 年度価額)	
P215 子に支給する 遺族基礎年金と 加算額 の表	見出しを下記のように修正			
		原則的な額	物価スライド特例措置に よる額(平成 20 年度価額)	
P229 脱退一時金の 額の囲みの 1 行目	基準月 (1) が平成 19 年度に...	基準月 (1) が平成 20 年度に...		
P293 下 1 行目	(4) 平成 19 年度価額	(4) 平成 20 年度価額		

P303 下1・2行目	... : 28万円(平成19年度) ... : 48万円(平成19年度)	... : 28万円(平成20年度) ... : 48万円(平成20年度)
P307 原則による経 過的加算額()の3行目	平成19年度定額部分 = ...	平成20年度定額部分 = ...
P307 欄外 上7行目~	平成19年度は0.997	平成20年度は0.997
P309 下4行目	... : 48万円(平成19年度)	... : 48万円(平成20年度)
P327 欄外 上8行目~	平成19年度の2級の...	平成20年度の2級の...
P327 欄外 上11行目~	... × 0.997 (H.19改定率)	... × 0.997 (H.20改定率)
P389 上6行目	...創設される。	...創設された。
P395 上5行目	...へ移行する。	...へ移行した。
P443 保険料の表内 健康保険の表	介護保険料率の欄を下記のように修正	
	介護保険料率	11.3/1,000
		厚生労働大臣の許可を受けて定める
P443 保険料の表内 国民年金の欄	・定額保険料月 / 14,140円 × 保険料改定率(0.997) = 14,100円(平成19年度)	・定額保険料月 / 14,420円 × 保険料改定率(0.999) = 14,410円(平成20年度)
P448 上9行目	平成20年4月からは、 <input type="text" value="E"/> が開始される。	平成20年4月からは、 <input type="text" value="E"/> が開始された。
P450 上9行目	...新たな医療制度が創設される。	...新たな医療制度が創設された。
P454 上9行目	...新たな医療制度が創設される。	...新たな医療制度が創設された。
P454 上11行目	...調節する仕組みが導入される。	...調節する仕組みが導入された。

【正 誤】 本書籍に以下のような記述の誤りがありました。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P159 欄外 下 18 行目～	その資格を取得した月にさかのぼって...	その資格を取得した日にさかのぼって...
P335 上 15 行目～	妻が40歳以上65歳に達するまでの間、 <u>遺族厚生年金の額</u> に遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額を加算する。	妻が40歳以上65歳に達するまでの間、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額（ 1）を加算する。
P335 欄外	<p>本文上 15 行目横の欄外に下記を加える</p> <p>Point（ 1） 原則 584,000 円 × 3/4 物価スライド特例措置 594,200 円</p>	